石岡市

不妊治療費 拡充 補助事業のご案内

石岡市では、初回治療開始時の妻の年齢が40歳～43歳未満で、保険適用回数が上限3回に達したのち、妻の年齢が43歳未満で4回目以降に自費で実施した治療費の一部を補助しております。
提出書類のダウンロードや事業詳細は市ホームページでご確認ください。

補助内容について

【対象者】次の要件全てに該当する方

- ☑ 初回治療開始時の妻の年齢が40歳以上43歳未満で、治療開始日の妻の年齢が43歳未満の夫婦であること。
- ☑ 保険適用回数が上限3回に達したのち、4回目以降に自費で実施した経費であること。
- ☑ 補助の対象となる治療を受けていること。
- ☑ 令和８年４月１日以降が治療終了日であること。
- ☑ 「１回の治療」の初日から申請日までの間、夫又は妻のいずれかが継続して県内に住所を有していること。
- ☑ 治療終了日及び申請日までの間、夫又は妻のいずれかが継続して市内に住所を有していること。
- ☑ 申請日現在において、申請者及び当該世帯に属する者に市税の滞納がないこと。
- ☑ 不妊治療以外の治療法による妊娠の見込みがない（または極めて少ない）と医師に診断されていること。
- ☑ 今回申請される治療において、石岡市不妊治療費補助金（令和７年石岡市告示第339号）を利用しないこと又は利用したことがないこと。
- ☑ 既に他の自治体で当該不妊治療に要する費用の補助を受けていないこと。

【対象となる治療内容】次のいずれかに該当するものが対象です

（1）生殖補助医療
- ・新鮮胚移植を実施
- ・凍結胚移植を実施･以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施
- ・体調不良等により移植のめどが立たず治療終了
- ・受精できずまたは、胚の分割停止、変性、多精子授精等により中止
- ・採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止
- ・卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止
- ・採卵準備中、体調不良等により治療中止

（2）男性不妊治療（生殖補助の過程で精子を採取する手術に限る）

（3）先進医療（生殖補助医療を受けたものが当該治療に追加する場合に限る）

＜対象外＞
- ・夫婦以外の第三者からの精子、卵子又は胚の提供によるもの
- ・体外受精した胚や夫の精子を妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠又は出産するもの
- ・食事療養標準負担額、個室使用料及び文書料に係る費用

【補助額・回数】

１回の治療につき上限１０万円（最大２回）

※１回の治療とは「不妊治療受診等証明書」において医師が記入した治療開始日から治療終了日の間に治療をしたものです。
※回数は1子ごとにカウントされ、出産によりリセットされます。また12週以降の死産も含まれます。

【申請期限】

令和９年３月１５日（月）まで

申請方法については裏面をご覧ください

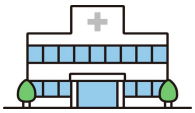
申請方法について

【申請場所】

こども家庭センター（石岡保健センター内）

【申請の流れ】

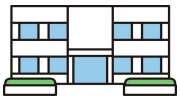
①治療を受ける



②医療機関で「不妊治療受診等証明書」を



③こども家庭センターへ申請



【必要書類】

「不妊治療費拡充補助金交付申請書兼実績報告書（様式1号）」に以下の書類を添えて提出してください。（申請時窓口でお渡しします）

1. 不妊治療受診等証明書（様式第３号）（原本）
2. 医療機関発行の領収書及び明細書（原本）
3. 申請者の口座が分かるもの（通帳等）
4. 夫婦の住所が異なる方は、「戸籍謄本」（写し）
5. 住民票の写し　※省略可
6. 完納証明（市税）　※省略可
7. 事実上婚姻関係にある方は「事実婚関係に関する申立書（様式第２号）」及び、夫婦各々の「戸籍謄本」

「不妊治療費拡充補助金交付申請書兼実績報告書（様式1号）」の同意書に署名することで**５と６**の提出を省略できます

1・7は市HPからダウンロードが可能です。（こども家庭センターでもお受け取りいただけます。）

～お願い～　申請に来られる前に別紙「申請前チェックリスト」をご自身で確認してからお越しください

【留意事項】

・予算の状況に応じて、申請期限日以前に締め切る場合があります。ご了承ください。

・治療ごとに1回ずつの申請です。難しい場合は、こども家庭センターまでご相談下さい。

その他

【よくある質問】

Q　胚移植せず、途中で治療が中止となった場合、申請できますか？

A　胚移植を行わずに治療が中止となった場合も対象になる場合があります。【治療となる治療内容】をご確認いただき、該当になるか医師へご相談ください。

Q　治療終了日が申請期限をまたいでしまいます。その場合は、申請できますか？

A　申請期限を過ぎる場合は対象外です。

Q　夫婦それぞれで申請するのですか？

A　いいえ、原則申請はご夫婦どちらかの名前で申請してください。ただし、ご夫婦のどちらかが市外に住所を有してる場合には、当市に住民票のある方の名前で申請してください。

これから治療をされる方や申請に際してご不明な点がある方は、こども家庭センターにご相談ください。

問合せ　こども家庭センター（石岡保健センター内）　電話　0299-24-1390
〒315-0027　石岡市杉並二丁目１番１号　受付時間　平日8：30～17：15（祝日・年末年始を除く）